

**平成29年度**  
**公益財団法人さいたま市産業創造財団契約職員募集案内**

受付期間 平成29年7月14日（金）から31日（月）

【7月31日（月）17時必着】

応募方法 公益財団法人さいたま市産業創造財団へ郵送又は持参

※郵送の場合は簡易書留郵便にて

## 1 職種、募集人数及び職務の概要

- (1) 職種及び募集人数 総務課 契約職員 若干名
- (2) 職務概要 公益財団法人さいたま市産業創造財団（以下「財団」という。）の次の契約職員を募集。  
業務：会計・給与業務及び庶務等
- (3) 勤務地 原則として、財団が指定する施設

## 2 採用期間

平成29年10月1日から平成30年3月31日まで

※勤務実績の評価等により、1年ごとの更新の可能性あり（更新回数は4回まで）

## 3 応募資格

次の要件を満たす方

- ① 会計・給与業務や関係企業等との調整において高度な能力を有し、かつ、他職員と連携、協力して業務を行える協調性を有すること。
- ② パソコン、インターネット、e-mail を活用した業務の処理能力を有すること。
- ③ エクセル、ワードの操作ができること。
- ④ 日商簿記2級以上取得のこと。
- ⑤ 会計・給与業務の経験を有していること。
- ⑥ 昭和32年4月2日以降に生まれた人。（定年年齢60歳）
- ⑦ 第1次審査合格の場合、第2次審査に参加できること。  
※公益法人会計業務の経験がある人は尚可。

## 4 審査内容等

募集に伴う審査及び合格発表は次のとおり実施します。

### (1) 第1次審査（書類審査）

- ア 審査方法 応募書類（応募申込書、職務経歴書、小論文）をもとに、書類審査を実施。
- イ 合格発表 合否の結果を8月7日（月）頃、発送予定。

### (2) 第2次審査（面接審査）

- ア 審査方法 第1次審査合格者に対し、面接審査を実施。
- イ 審査日 8月23日（水）又は24日（木）を予定。  
（日時、場所については、第1次審査合格通知書にて通知。）
- ウ 合格発表 合否の結果を8月25日（金）頃、発送予定。

**※電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。**

## 5 応募方法

提出書類		① 契約職員応募申込書（別紙1） ② 職務経歴書（別紙2） ③ 小論文（別紙3） テーマ：「私が産業創造財団で仕事をする上での心構え」 書式はA4判横書き×2枚以内とし、1,000字以内。 表現方法（文章のみ、箇条書き、図表を入れる等）は自由。
申 込	方 法	郵送（簡易書留郵便）又は直接持参
	受付期間	平成29年7月14日（金）から31日（月）まで <b>【7月31日（月）17時財団必着】</b> ※ 上記を過ぎた場合は、理由の如何を問わず受理できません。
	提 出 先	〒338-0002 さいたま市中央区下落合5丁目4番3号 公益財団法人さいたま市産業創造財団 総務課

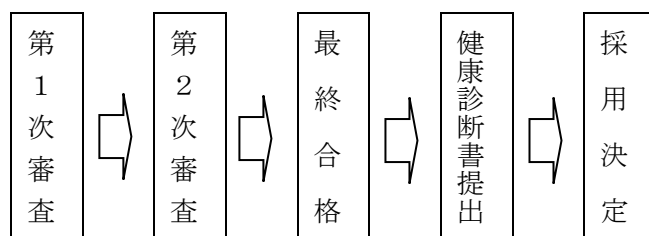
※応募書類は、**財団ホームページからダウンロード**してください。

※応募書類は、必ず**本人がパソコンで作成**してください。また、記載事項の不備や提出された書類に不足等があった場合は受理できませんので注意してください。

※提出された書類は、返却いたしません。

## 6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は合格発表後速やかに適切な健康診断書を提出してください。なお、これに係る費用は合格者の負担とします。
- (2) 提出された診断書の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合には、合格を取り消します。
- (3) 受験資格がない場合や、受験申込書の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。



## 7 給与・勤務条件等

- (1) 給与 月額 300,000円

この他に、財団規程に基づき、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び業務に係る旅費が支給されます。

- (2) 勤務日及び勤務時間

原則として、月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分

- (3) 休日等

原則として、日曜日、土曜日及び祝日、並びに12月29日から翌年1月3日までの日

- (4) 休暇

年次有給休暇の日数は、財団規程に基づき付与されます。

- (5) 社会保険等

社会保険、雇用保険等は、各法令に基づき適用されます。

## 8 審査結果の開示について

この審査の結果については、開示の請求をすることができます（応募者本人に限る。）。

開示請求のできる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次審査不合格者	第1次審査の満点、総合得点及び総合順位	それぞれの審査の合格発表日から1ヶ月間	必ず応募者本人が、身分証明書を持参のうえ、さいたま市産業創造財団へ請求してください。
第2次審査不合格者	第2次審査の満点、総合得点及び総合順位		

※電話、郵便等による請求はできません。

（書類の提出先及び問い合わせ先）

公益財団法人さいたま市産業創造財団 総務課

〒338-0002 さいたま市中央区下落合5丁目4番3号

電話 048-851-6696

HP アドレス <http://www.sozo-saitama.or.jp>

e-mail [soumu@sozo-saitama.or.jp](mailto:soumu@sozo-saitama.or.jp)